

## No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第1号)

平成24年8月29日

### 1. 出席議員

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 川上 裕 議員   | 2番 毛受 明宏 議員   |
| 3番 近藤 郁子 議員  | 4番 近藤 善人 議員   |
| 5番 藤江 真理子 議員 | 6番 早川 直彦 議員   |
| 7番 近藤 千鶴 議員  | 8番 一色 美智子 議員  |
| 9番 三浦 桂司 議員  | 10番 杉浦 光男 議員  |
| 11番 近藤 恵子 議員 | 12番 山盛 左千江 議員 |
| 13番 平野 龍司 議員 | 14番 平野 敬祐 議員  |
| 15番 村山 金敏 議員 | 16番 安井 明 議員   |
| 17番 伊藤 清 議員  | 18番 堀田 勝司 議員  |
| 19番 月岡 修一 議員 | 20番 前山 美恵子 議員 |

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長  | 成田 宏 君  | 議事課長   | 松林 淳 君  |
| 議事課長補佐  | 石川 晃二 君 | 議事担当係長 | 馬場 秀樹 君 |
| 兼庶務担当係長 |         |        |         |

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

|        |          |                          |          |
|--------|----------|--------------------------|----------|
| 市長     | 石川 英明 君  | 副市長                      | 小浮 正典 君  |
| 教育長    | 後藤 学 君   | 参事兼<br>市民生活部長兼<br>健康福祉部長 | 神谷 巳代志 君 |
| 行政経営部長 | 伏屋 一幸 君  | 経済建設部長                   | 横山 孝三 君  |
| 消防長    | 成田 泰彦 君  | 教育部長                     | 津田 潔 君   |
| 秘書政策課長 | 鈴木 美智雄 君 | 財政課長                     | 吉井 徹也 君  |
| 総務防災課長 | 相羽 喜次 君  | 高齢者福祉課長                  | 原田 一也 君  |

|        |       |                |       |
|--------|-------|----------------|-------|
| 医療健康課長 | 加藤賢司君 | 都市計画課長         | 野村芳明君 |
| 環境課長   | 土屋正典君 | 会計管理者<br>兼出納室長 | 深谷義己君 |
| 代表監査委員 | 古橋洋一君 | 監査委員事務局長       | 前田鑛君  |

## 5. 議事日程

### (1) 会議録署名議員の指名

### (2) 諸報告

### (3) 報告第4号 平成23年度豊明市継続費に係る精算報告について

報告第5号 健全化判断比率の報告について

### (4) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第53号 教育委員会の委員の任命について

議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について

### (5) 認定議案上程・提案説明

認定議案第1号 平成23年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成23年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第3号 平成23年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第4号 平成23年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第5号 平成23年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第6号 平成23年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第7号 平成23年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成23年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第9号 平成23年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

### (6) 議案上程・提案説明

議案第56号 市道の路線廃止について

- 議案第 57 号 市道の路線認定について
- 議案第 58 号 豊明市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 59 号 豊明市防災会議条例の一部改正について
- 議案第 60 号 豊明市災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第 61 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 62 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について
- 議案第 63 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第 64 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 65 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 66 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年9月定例月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年9月定例月議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

### No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年9月定例月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、熱い戦いを繰り広げたロンドンオリンピックも今月 12 日に終わり、日本は過去最高のメダル獲得数となりました。先日、メダリストの皆さんが東京銀座をパレードし、50 万人もの人々が声援を送りました。

私も、卓球を長い間やっていたので、福原、石川、平野、各選手の活躍で卓球女子

チームが、初めて銀メダルを獲得したときには随分興奮し、また感動いたしました。

スポーツには理屈抜きで見ている人を感動させる力があり、また勇気を与えられるものであると、改めて気づかされたオリンピックでもありました。

また現在、国におきましては、竹島の領有権をめぐり、韓国との間で非常に厳しいやりとりがなされています。8月24日の新聞では、野田首相の親書を韓国大統領が受け取りを拒み、最終的に書留郵便で返送してきたという記事が掲載されておりました。

国の領土問題は、過去の歴史の清算や自国の権益、国民感情など非常に繊細な問題を含み、容易には解決できない案件であります。今回の事件のように話し合いの糸口となるはずの親書が、相手に受け取りを拒絶されたのでは、解決すべき問題が棚上げとなるばかりか、両国間の不信感が増幅し、今後の関係改善が困難になるのではと危惧しています。

先ほど冒頭に触れたオリンピックのように、正々堂々とした姿勢で両国が話し合い、解決して欲しい問題だと思えます。

豊明におきましても、行政の進め方、あり方については、約6万8,000人の市民の方々それぞれ考えがあらうかと思えます。

また、議員の皆さんや市長としての私にもそれぞれ主義主張があり、時に対立することも避けられませんが、大切なことは、お互いに誠意と良識というルールのもとで、熱く建設的な論議をすることだと思えます。

そうすることで、この厳しい時代に私たちのまち豊明が、直面する課題を1つずつ解決し、住みよいまちづくりが進んでいくものと確信しております。ぜひ、私たちもオリンピック精神から学びたいものであります。

さて本日、本定例月議会に上程をさせていただきました案件は、報告案件を始め人事案件、認定議案、条例案件、補正予算案件等の合計25議案でございます。

いずれの案件も十分ご審議を賜りまして、全ての案件をお認めいただきますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

#### No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

なお、伊藤議員より遅参の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

今定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

#### No.5 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今9月定例会議会の運営について、去る8月23日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本9月定例会議会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から9月27日までの30日間とし、一般質問につきましては、12名の議員から通告がありましたので、9月3日から9月5日までの3日間を質問日に充て、9月3日及び9月4日にそれぞれ5名ずつの質問を行い、9月5日に2名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件2件につきましては、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

また、議案第53号から議案第55号までの3件については、人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略して、本日即決することとし、認定議案9件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、提案説明・質疑・討論は一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意を願います。

さらに、この認定議案9件は、9月7日の本会議において特別委員会を設置して付託することとし、議案第56号から議案第66号までにつきましては、所管の各委員会に付託することといたしました。

なお、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第5号、陳情第7号及び陳情第8号の3件は福祉文教委員会に、陳情第6号、陳情第9号及び陳情第10号の3件は議会運営委員会に付託し、その他の1件は参考配付といたしました。

また、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が9月5日の午後5時まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が9月26日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

最後に、今9月定例会議会の一部をテスト録画することといたしましたので、ご承知願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

## No.6 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例会議会の議会期間は、お手元に配付をいたしました会議日程表のとおり、本日から9月27日までの30日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、9番 三浦桂司議員と12番 山盛左千江議員を指名いたします。

日程2、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

#### No.7 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 24 年4月から同年6月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 24 年5月 29 日、6月 25 日、7月 27 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、医療健康課、財政課を5月に、社会福祉課、高齢者福祉課を6月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5月に実施した医療健康課においては、国保システム保守委託業務において、委託業務が不明瞭であるので、委託内容を明確にして契約するよう留意されたい件。

さらに、6月に実施した社会福祉課においては、障害者自立支援システム保守委託において、検査調書の記載に不備が見受けられたので留意されたい件。

高齢者福祉課においては、筋トレ教室事業において、契約書の記載に不備が見受けられたので、今後留意されたい件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもので、また、今後において留意されたいというものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

#### No.8 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第5号、陳情第7号及び陳情第8号の3件は福祉文教委員会に、陳情第6号、陳情第9号及び陳情第10号の3件は議会運営委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました陳情6件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、9月27日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.9 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました陳情6件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、9月27日までを審査期限といたします。

次に、去る6月定例月議会において議決されました「友好自治体議員合同研修会」及び「尾三十一市議会議員合同研修会」への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程3、報告第4号及び報告第5号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました報告2件については、理事者の報告及び質疑は一括して行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、報告第4号について理事者より報告を求めます。

伏屋行政経営部長。

#### No.10 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

報告第4号 平成23年度豊明市継続費に係る精算報告についてご説明を申し上げます。

継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

今回、ご報告をいたしますのは、平成22年度補正予算に継続費の経費の総額及び年

割額をお認めいただきました文化会館の維持管理事業、音響設備改修工事が完了いたしましたので、継続費精算報告書によりご報告をするものでございます。

報告書の左側の全体計画では、平成 22 年度は補正後の数値で 1,480 万 2,000 円、平成 23 年度は補正後の数値で 3,819 万 8,000 円の、合計 5,300 万円をお認めいただきました。

実績といたしましては、平成 22 年度が 1,480 万 1,440 円、平成 23 年度が 3,623 万 8,010 円で、合計 5,103 万 9,450 円の執行となり、この結果、196 万 550 円が執行残として残ったものでございます。

以上で精算報告を終わります。

#### No.11 ○議長(安井 明議員)

続いて、報告第5号について理事者より報告を求めます。

伏屋行政経営部長。

#### No.12 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

報告第5号 健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第 22 条第1項の規定に基づき、平成 23 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて別添のとおりご報告するものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

1の実質赤字比率は、平成 23 年度の一般会計に土地取得特別会計と墓園事業特別会計を加えた普通会計でございます。

その収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。

イエローカードに当たります早期健全化基準は 13.02%、それより状況が悪くなったレッドカードに当たります財政再生基準は 20%でございます。

本市の場合は、9.6%の黒字となりまして、額にいたしますと 11 億 9,189 万 1,000 円であり、赤字ではございませんので、バーで表示をされております。

2の連結実質赤字比率は、23 年度の一般会計及び全ての特別会計を含めました全会計の収支の赤字比率を示すものでございます。

早期健全化基準は 18.02%、財政再生基準は 30%でございます。

こちらのほうもマイナス 12.63%、つまり 12.63%の黒字、15 億 5,479 万 9,000 円の黒字でありますので、バーで表示されております。

3の実質公債費比率は、一般会計や特別会計などの地方債の償還に充てたものの比率で、平成 21、22、23 年度の3カ年の平均でございます。

早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%であり、本市の数値は 4.0%ございま

す。

4の将来負担比率は、本市が将来負担する地方債、組合等の負担見込み、土地開発公社の債務負担などの負担に、基金などの充当可能財源を考慮し、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、早期健全化基準は350%でございます。

本市の数値はマイナス3.4%として黒字であり、大幅に下回っております。

5の公営企業における資金不足比率は、本市の公営企業であります下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計の資金不足比率でございます。

下水道事業特別会計は5,873万3,000円の余剰額、農村集落家庭排水施設特別会計は1,635万4,000円の余剰額であり、資金不足は生じておりませんので、バーで表示されております。

なお、一般会計からの平成23年度の繰り出しは、農村集落家庭排水施設特別会計には繰出金がなく、下水道事業特別会計には6億9,698万円を繰り出した結果の黒字であることを申し添え、説明を終わります。

以上です。

#### No.13 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

#### No.14 ○6番(早川直彦議員)

報告第5号 健全化判断比率の報告について質問します。

実質赤字比率については、平成22年度がマイナス5.96%から23年度がマイナス9.68%、連結実質赤字比率については、平成22年度がマイナス9.27%から平成23年度はマイナス12.63%、実質公債比率については、平成22年度が4.9%から23年度は4%、将来負担比率は、平成22年度が1.1%から平成23年度がマイナス3.4%となり、数字を見る限り、豊明の財政はより健全化の方向に向かっているという数値であります。

そこで、お伺いしますが、この結果について市はどのように捉え、また、どのように分析しましたか、お聞かせください。

#### No.15 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.16 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ただいま、ご質問にありました財政の状況でございますが、確かに一般会計、特別会計とも、今回赤字等が減っております。

減っておりますが、分析としては毎年、扶助費等も2億程度ずつ増えておりまして、非常に厳しい中で財政調整基金を取り崩す中での運用ということになっておりますし、特別会計においては、繰り入れをしながらの黒字で決算しているという、そういう状況でございますので、今のところの状況としては、大きい事業がございませんので、借金も少ないわけでございますが、今後については、事業を始めていくときには当然、借金をして大きな事業をやっていかないといけないということで、この辺の数値は変更になってくるというふうに考えております。

以上です。

#### No.17 ○議長(安井 明議員)

ほかにご覧いませんか。

早川直彦議員。

#### No.18 ○6番(早川直彦議員)

今の答弁の中で、今後の見通しというふうに言われたんですが、これは、健全化のこの数字は今、大きな事業がないから下がってきているんですが、今後はどのように推移していくのかというのは、まだわからないのか、どのように考えているのか、お聞かせください。

#### No.19 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

#### No.20 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

潜在的な行政需要はたくさんあると思っています。

今、市がやっている事業が全て市民のニーズに込えているものではございませんし、市制40周年を迎えた当市は、公共施設等の老朽化がかなり進んでおります。

そういったことで、各施設の長寿命化を図っていくにも、何十億、何百億という費用が要るということもありますし、さらに、大規模な開発を行っていくときには、道路の拡幅やら、橋梁をつくったり、そういった設備投資といいますか、インフラの再整備も必要になってくるということで、その辺の長寿命化をいつごろからやっていくのかということ、今、政策のほうで、大体幾らぐらいの公共施設の修理代が要るんだというようなことも当たっておりますし、そういったことがきちんとなった上で優先順位を定めてやっていきたいというふうに思っておりますが、まだ具体的に何からやるというようなことは決定されておられませんので、このような形で分析をしているということでご理解のほうをいただきたいと思っております。

No.21 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.22 ○議長(安井 明議員)

以上で日程3を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第 53 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.23 ○市長(石川英明君)

議案第 53 号 教育委員会の委員の任命についてご説明いたします。

下記の者は、平成 24 年9月 30 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

記といたしまして、住所 豊明市沓掛町井ノ上1番地2、氏名 後藤 学、生年月日 昭和 23 年 11 月 10 日生まれ。

本案は、後藤 学氏を教育委員会の委員として再任いただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

後藤氏は、お手元の略歴にありますように、平成 20 年 10 月から教育長として1期4年間、本市の教育、文化、スポーツ振興に日々精力的に寄与され、教育知識と行政経験を兼ね備え、まさに教育長としてふさわしい適任者でありますので、教育委員の再任を強くこいねがうものであります。

後藤氏は、教育長就任後、一例ではありますが、補助教員や特別支援員、外国人通訳などの学習支援員の配置について、国の緊急雇用制度を積極的に活用するなど、行政手腕を十二分に発揮され、本市の教育環境の充実に大いに貢献されました。

また、校舎等の耐震化推進においても、就任当時の本市の危機的状況から積極的に施策に関与され、本年度をもって耐震化完了の運びとなりましたことは、高く評価できる業績であるものと思われまます。

さらに、定期的開催される教育委員会においては、教育長の指導による教育に関する委員間の情報の共有化を積極的に推し進めたことにより、委員会審議の活性化や透明性の向上が図られました。

また、本市の教育行政の今後の課題としては、老朽化に伴う教育施設の整備問題や、福祉体育館、文化会館などの指定管理者化を検討するとともに、とよあけ大学や放課後

子ども教室等の生涯学習システムの構築などに対しても、適切な施策を講じなければなりません。

そのためには、豊富な行政経験を持つ後藤氏は余人にはかえがたく、本市の教育委員としてふさわしく、今後の教育行政にさらなる手腕を発揮されることを期待するものであります。

なお、教育委員の再任提案に際しましては、この4年間、後藤氏の行動を身近で見てこられた、なおかつ、教育長を選任する立場にある教育委員各位にも相談申し上げ、絶大なご賛同を賜りました上で、今回、議案上程をさしていただいておりますことを申し添えます。

教育委員の再任につきましては、議員各位の賛同をいただきますよう切にお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### No.24 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡修一議員。

#### No.25 ○19番(月岡修一議員)

それでは、議案第 53 号 教育委員会の委員の任命について、賛成の立場で討論を申し上げます。

かなり早い時期からいろんな意見が飛び交い、錯綜していた情報がありました。

大半の議員が、非常に再任には不満というようなご意見もあったように受けとめておりますが、私は自分なりにそういった中で、真剣に、真摯に後藤教育長の再任について検討を重ねさせていただきました。

何が多くの議員の反対を買うのか、いろんな角度から人物なり、能力なり等を検討させていただきました。

しかし、私の見る限りにおいては、能力的にも人物的にも何ら問題はない、そのような判断をさせていただきました。

しかし、その過程において1つ、非常に興味のあるうわさが入ってきました。

それは学校の教育をつかさどる校長さん、そういった中において、強固に後藤教育長の再任に反対をするといううわさがあると、このようなことを耳にしたときに、それならば断固として、きちっとした賛成討論をさせていただいて、再任に賛成をしよう。

本来、学校の校長さんたちが、そのようなことを発言すべき立場でもないし、豊明市の教育委員会が再任という方向を打ち出しているにもかかわらず、閉鎖的な、今全国的に問題になっている教育問題の中で、責任ある校長さんたちが、市長の人事権まで踏み込んで発言をする。果たして、そういったことが適切な教育委員会のあり方なのか、学校教育のあり方なのか、こういった場所を借りて問題を提供していかなくちゃいけないと、かように思っております。

私はいろいろ不満もあります。もう少し学校教育に厳しい意見を教育長として発言をしていただきたい。もう少し教育委員会のあり方、日々の行動のあり方、もう少し具体的に市民にわかりやすく公表すべきこと、一体何をやっているかわからない、そういった意見が市民の間では大勢を占めております。

そういった問題とか、全国的に問題になっている教育委員会のあり方を、ぜひとも次の4年間再任をしていただいて整理をしていただきたい。もう少し市民が納得するような義務教育機関であってほしい。そのために教育長として全身全霊を傾けて、自分の最後の政治生命をかけて教育長として任期を全うしていただきたいと、厳しいようですけども言葉を添えて、この議案第53号に賛成討論とさせていただきます。

以上です。

#### No.26 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

#### No.27 ○5番(藤江真理子議員)

議案第53号 教育委員会の委員の任命について、次の3つの理由から賛成の立場で討論します。

1つ目は、後藤現教育長の1期4年間の実績についてであります。

先ほどの市長の提案説明にもありましたが、これまでに少人数学級による、きめ細かい学習指導を推進するために補助教員の増員を、また、発達障がい児への教育支援体制を強化するために特別支援教育支援員を増員、また、外国籍の児童生徒への支援拡充として通訳の配置や日本語教育の充実、さらに、不登校対策では市費でカウンセラーの設置など、学校の教育現場に人員を手厚く配置したことが挙げられます。

また、文化会館の音響システム更新時には、委託契約を総点検することによって財源を捻出されたことなど、市民目線に立ったコスト面での能力も発揮されております。

2つ目は、市民や教育委員経験者からじかに聞いた話です。

先日開催された家庭教育推進市民大会「少年の主張」で、6人の中学生が身の回りの出来事から、自分自身や家族を見つめ直し、自分の言葉で壇上から堂々と発表しました。

その後、後藤現教育長から発表者一人ひとりに述べた感想やメッセージについて、会場

にいた人たちからの評判がとてもよかったことです。

会場にいた大人たちの伝えたい気持ちを、ユーモアを交えながら的確に代弁されていたからだと思います。

教育委員会では、偏った考えではなく、全体を見回しながら、いろいろな人の話を真剣に聞こうとする態度でいらっしゃること、これまでタブー視されていた学校での学力テストの結果を公開し、今の豊明の実情を知った上で、学力向上のためにはどうしたらよいかを考え、先ほど説明したとおり、学校現場の人員を増やす対策を講じられてきました。

市民も巻き込みながら、広い目で物事を判断していこうという姿勢は、教育委員会での自由な議論を心がけ、体質の改善を図られていく姿勢とつながっているといえます。

3つ目は、今後の教育委員会に期待することです。

学校運営に関して意見を述べたり評価したりする学校評価など、保護者や地域の方たちが学校運営に参加する仕組みはあるものの、果たしてきちんと機能しているのか、教育の本質をきちんと見抜いて、豊明市として何を一番大事にしながら教育の環境、制度を整えていこうとしているのか、学齢期の子を持つ親の1人として知りたい部分であります。

安定よりも変化への対応が求められている時代です。石川市長のマニフェスト「教育環境日本一」を具現化していくためには、大人にとって都合のいいことではなく、子どもたちにとって必要なことは何かという根本のところをきちんと押さえていらっしゃること。まだまだ中身が見えにくい教育委員会の形式主義を打破していくためにも、オープンな姿勢で臨む後藤教育長には、この4年間で築いてこられた実績にさらにプラスして、その手腕を引き続き発揮されることを望みます。

また、変わっていくそのプロセスを、もっともっと親に対しても、現場の先生に対しても「見える化」していくこと。PRの仕方にも、より一層の工夫が求められます。

今年度設立を目指すよあけ大学は、豊明市民全体の人育てという点でも、幅広く重要な分野であります。ハード面でも学校施設の老朽化への対応など、コスト意識を持つバランス感覚のある幅広い能力も必要とされています。

住民への説明責任が当たり前の時代、今述べたさまざまな課題をクリアしていくためにも、後藤教育長には今後も住民目線、子ども目線で、豊明の教育行政が発展、成熟していけるよう、取り組んでいってくださることを期待して、賛成討論といたします。

#### No.28 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

#### No.29 ○17番(伊藤 清議員)

議案第53号、本議案につきましては、現後藤教育長の教育委員再任に係る議案でありますけれども、私ども市政会としましては、この再任については反対の立場で討論をいた

します。

現在、滋賀県大津市の男子中学生の事件が連日報道されております。大きく取り上げられております。

この事件をきっかけに、日本全国各地で深刻ないじめの問題が噴出をしております。傷害や暴行で刑事告訴というような事態が相次いでおることは、皆さん周知のことです。

これらの問題、報道を通じて知り得ます情報に共通しますのは、早い段階でこうしたいじめの問題、初期段階で学校側が対応を誤った点が挙げられます。もちろん、教育委員会も対応を誤ったという点が共通する点であります。

子どもたち、特に中学生、こうした時期の思春期の子どもたちというのは、最初はいじめや問題行動、始まりは本当に小さいいたずらのようなところから始まります。

そうした小さいいたずら、それに対する周りの反応、特に学校、先生たちの反応を見ながら、子どもたちというのは、周りが対応を誤ると、事態をだんだんとエスカレートさせていきます。初期の対応、学校、教育委員会の対応が非常に重要となってくるわけです。

本市でももちろん、いろんな問題が学校で起きております。数年前には、市内中学校で一部生徒による問題行動、具体的にはスプレー缶で100カ所を超える落書きをしたということがございました。

大きく報道をされましたけれども、当時、私たちも事を心配しまして早速、学校へ出かけていろいろ意見交換をさせていただきました。

その際、私たちが申し上げたのは、今申し上げたようなことであります。「初期の対応を誤るとエスカレートします」ということを申し上げましたら、実は既に報道された事件は、もう三度目であったということでもあります。

数カ月前に、最初のちょっとした落書き、たしか二十数カ所だったと思いますけれども、その対応を誤り、二度目はその倍の箇所に落書きをされた。三度目、100カ所を超えるような落書きがあって、新聞に大きく報道されたということがございました。

学校というのは、とかく学校内で起きた問題については公表したくない、そうした傾向にあります。それは学校で問題が起きた、イコール先生の指導力がない、というような見方をされるということを危惧されてのことかと思えますけれども、昔とは違って、今、学校や先生を取り巻く環境、子どもたちに対する指導というのは、大変困難をきわめる難しい時代になってきておるわけでもあります。

がしかし、子どもたちのことを第一に考えるならば、先生、学校のメンツでなく、いち早く、地域や保護者の協力を得ながら、子どもたちと向き合う必要があったはずであります。

にもかかわらず、現後藤教育長をトップとする教育委員会、また学校は、この事実について議会にも隠蔽をしてきた、そうした事実がございます。

三度目の大きくなった段階で、マスコミの報道を通じて私たちも知るという、そうした事態が発生した、これが厳然たる事実であります。

また、相羽市長の時代には、行財政改革について、市民からさまざまな提案をいただいております。「アイデア五輪」と銘打ちまして、さまざまな提案をいただいておりますけれども、その中で金賞を受賞したアイデア、ご提案、これは学校の統廃合ということでありました。

これは小規模校、小規模校といいますが、1学年1クラスというような規模の学校が、果たして子どもたちの教育環境にとってよいのかということ、疑問として投げかけられたものでありまして、デメリットの面が大きいということから、学校の統廃合を進めるべきという提案でございました。

この提案は金賞を受賞しておりますけれども、私たち議会としましても、統廃合ありきではなく、学区の見直しも含めて学校の規模を適正化ということで、さまざま提案をしております。相羽市長の時代にそうした予算もついておるわけでございますけれども、このことについても、4年間の後藤教育長の在任中に何ら進展することなく、現在に至っております。

学校の統廃合というのは大変難しい問題であります。現在通っておる、通学しておる子どもたちのみならず地域の大人たち、また、そこにその卒業生、感情的な問題も当然ございます。

がしかし、まずは住民に投げかける、統廃合について問題点を整理をしていく。今の子どもたちにとってどういう環境がいいのか、住民と一緒に考えていく、そうした行動が必要であったにもかかわらず、何ら行動をされなかった。このことは大変残念であります。空白の4年間でありました。

先日、稲沢市においては、19ある市立保育園を10に統廃合をするという再編を示してみえました。また、小学校につきましても、23校を半分の12校にするというようなことを、公共施設のあり方検討委員会に提言をいたしております。

これは施設の老朽化等に伴う耐震化経費や地域バランスなどを勘案してということでありまして、本市においても同様な状況であります。

なぜ、この4年間の在任中に一歩でも前に進められなかったのか、大変残念に思うわけでありまして。

以上、子どもたちの視点に立った教育行政を果たしてやってみえたのか。

また、市民から提案をいただいて金賞を受賞されたようなアイデアに対して何ら手をつけられなかった。こうしたこと、4年間の実績に鑑みて、今回の再任については反対とさせていただきます。

#### No.30 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.31 ○4番(近藤善人議員)

議案第 53 号 教育委員会の委員の任命について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの提案説明でもありましたように、この4年間、豊明の教育行政に大変ご尽力されてこられました。私が議会で取り上げている不登校対策についても、市費でカウンセラーの配置、Q-Uアンケート実施など、本当に真剣に取り組んでいただき、今後の改善が期待されるところであります。

また、教育委員からの信頼も厚く、再任を望んでいる委員も多くいるようです。

このようなことから、後藤氏は再任するに適した人物であると確信いたします。

大津の事件でも、教育現場の閉鎖性が問題にされました。そんな閉鎖的な教育現場を打開するには、ぜひ外部の人材が必要であると考えます。石川市長の目指す「教育環境日本一」を、後藤氏とともに作り上げていただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

No.32 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.33 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 53 号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.34 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、議案第 53 号は否決されました。

続いて、議案第 54 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.35 ○市長(石川英明君)

議案第 54 号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

お手元にありますように、下記の者は平成 24 年 12 月 31 日任期満了となりますので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

記として、住所は豊明市栄町裏畑 61 番地、氏名 都築和男、生年月日 昭和 13 年 7 月 15 日生まれであります。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を

求める必要があるからであります。

都築さんは、次の略歴にありますように、昭和 36 年から 38 年間、教職員として教鞭をとられ、平成 11 年 3 月に愛知県立名古屋養護学校学校長を最後に退任されておられます。

平成 12 年から人権擁護委員として 4 期お務めをいただいております。

また、平成 16 年 6 月から平成 24 年 5 月までは、豊明市社会福祉協議会会長としてご尽力されました。

既に、ご承知の方も多いわけですが、その高潔な人格と実直な性格で、多くの人から親しまれておられる方でございます。

任期は平成 24 年 12 月末日であります。法務省へ委嘱日の 2 カ月前に推薦書を送付することになっておりますので、今議会に提案するものであります。

なお、任期は平成 25 年 1 月 1 日から 3 力年です。

以上、議員の皆さんの賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

#### No.36 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

平野龍司議員。

#### No.37 ○13番(平野龍司議員)

議長のご指名がございましたので、議案第 54 号について市政会を代表して賛成の討論を行います。

先ほど、石川市長から提案理由の説明がありましたとおり、都築氏は長年、養護教育の教師として教育行政に携わっておみえになりました。

退職後は、平成 12 年に豊明市の人権擁護委員に就任され、今日に至っております。

私が言うまでもなく、皆さんよくご存じの方で、本年 5 月までは豊明市の社会福祉協議会の会長を務められて、福祉の面においても大変貢献されております。

また私の地元、大脇においても、コミュニティーセンターの館長として活躍いただきました。平成 19 年には叙勲を受けられるという、大変人格識見ともに申し分ございません。

人権擁護委員として 4 期 12 年間務めていただき、責任感も強く、その職責の重要性も認識されております。知識、経験、また人柄、信頼など、本委員会には最適任者であると考えます。

各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

No.38 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

毛受明宏議員。

No.39 ○2番(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、議案第 54 号 人権擁護委員候補者の推薦について、清新会を代表いたしまして賛成の立場で討論させていただきます。

平野龍司議員と重複するところがありますが、先ほど市長よりご紹介がありました都築和男氏でございますが、略歴のとおり、現在、人権擁護委員を務められて、今回は5期目の再任となり、本年5月までは社会福祉協議会の会長の立場でも、福祉に関して大変豊明市に貢献されております。この職務の重要性も認識されておられると思われま

す。また、行政の理解度も高く、最適任者であると考えておりますので、全議員のご賛同をお願い申し上げます、議案第 54 号の賛成討論といたします。

No.40 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.41 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 54 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.42 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 55 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.43 ○市長(石川英明君)

議案第 55 号 人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明申し上げます。

人権擁護委員の福井美奈子氏は、平成 24 年 12 月 31 日任期満了となるため、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

記としまして、住所は豊明市新栄町三丁目 420 番地、サンマンションアトレ豊明 505 号、氏名 緒方誠子、生年月日 昭和 28 年 4 月 25 日生まれであります。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからであります。

現在、お務めをいただいております福井美奈子さんにつきましては、平成12年12月から4期12年という長期にわたりまして人権思想の普及に、また、人権啓発活動に率先してご活躍をいただきました。

このたび、任期満了に伴い退任をされますので、後任に緒方誠子さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたすものであります。

緒方さんの略歴につきましては、昭和51年から53年まで、高等学校にて非常勤講師として教鞭をとられ、現在は平成11年4月から豊明市社会教育委員、また平成23年4月から、豊明市青少年問題協議会委員としてご尽力いただいております。

今後は、人権擁護委員として今までの経験を生かし、ご活躍をいただけるものと確信をいたし、推薦するものであります。

なお、任期は平成25年1月1日から3カ年です。

法務省へ委嘱日の2カ月前に推薦書を送付することになっておりますので、今議会に提案をするものであります。

以上、議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

#### No.44 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.45 ○2番(毛受明宏議員)

議長よりご指名をいただきましたので、議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について、清新会を代表いたしまして賛成の立場で討論いたします。

このたび、任期満了で退任となる福井美奈子さんには、4期にわたり人権擁護委員として大変ご尽力を賜り、まことにありがとうございました。

そして、後任候補者として挙げられた緒方誠子さんは、市長の先ほどのご説明のとおり、現在でも社会教育委員として青少年問題協議会委員としてご活躍をされており、市行政の理解と、また福祉に関しては、大変認識の深い方だと思っております。

前任者同様、人権擁護委員として最適任と思っておりますので、先ほどの54号と同じく、全議員のご賛同をお願い申し上げまして、議案第55号の賛成討論といたします。

No.46 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.47 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 55 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.48 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、10 分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

No.49 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程5、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

小浮副市長。

No.50 ○副市長(小浮正典君)

認定議案のご説明をいたします。

認定議案第1号から第9号までにつきましては、平成 23 年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算でございます。

平成 23 年度豊明市歳入歳出決算書の2ページをお開きいただけますでしょうか。

目次を開いて、すぐでございます。

平成 23 年度豊明市会計別決算総括表の決算額、表の左から4列目から言いますけれども、その欄でご説明いたします。

まず一般会計では、歳入 191 億 6,350 万 3,442 円、歳出 179 億 8,669 万 7,926 円で、歳入歳出差引残額は 11 億 7,680 万 5,516 円であります。

続いて、特別会計に移ります。

国民健康保険特別会計は、歳入 69 億 2,687 万 3,249 円、歳出 66 億 4,730 万 7,135 円で、差引残額は 2 億 7,956 万 6,114 円であります。

続きまして下水道事業特別会計は、歳入 14 億 2,696 万 3,846 円、歳出 13 億 6,821 万 4,274 円で、差引残額は 5,874 万 9,572 円であります。

土地取得特別会計は、歳入 2,368 万 6,799 円、歳出も同額の 2,368 万 6,799 円であり、差引残額は 0 円であります。

続きまして墓園事業特別会計は、歳入 1 億 4,516 万 8,695 円、歳出 1 億 2,888 万 3,417 円で、差引残額は 1,628 万 5,278 円であります。

農村集落家庭排水施設特別会計は、歳入 7,787 万 8,423 円、歳出 6,152 万 4,116 円で、差引残額は 1,635 万 4,307 円であります。

有料駐車場事業特別会計は、歳入 5,811 万 1,105 円、歳出 5,609 万 6,713 円で、差引残額は 201 万 4,392 円であります。

介護保険特別会計は、歳入 30 億 2,500 万 3,664 円、歳出 30 億 2,437 万 5,603 円で、差引残額は 62 万 8,061 円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入 6 億 1,458 万 3,138 円、歳出 6 億 897 万 390 円で、差引残額は 561 万 2,748 円であります。

そして、一般会計、特別会計のこれらの総合計は、歳入 314 億 6,177 万 2,361 円、歳出 299 億 575 万 6,373 円で、歳入歳出差引残額は 15 億 5,601 万 5,988 円となります。

以上の決算書に主要施策の成果及び予算執行の実績報告書、それと監査委員の審査意見書を添えてご提案しておりますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上でご説明を終わります。

#### No.51 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

古橋代表監査委員。

#### No.52 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ただいま、議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表しまして平成 23 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象としましては、平成 23 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険、後期高齢者医療の 8 特別会計と土地開発基金を対象といたしました。

次に、審査の期間は、平成24年6月22日から同年7月20日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された決算書及びそれに伴う調書を、歳入歳出簿、その他関係諸帳簿、証書類と調査照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査いたしました。

その結果について申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政はおおむね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に対する審査の内容及びつきまして、お手元に配付させていただきました平成23年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

次に、総合的な意見を述べますが、金額につきましてはおよその金額で申し上げます。

平成23年度の我が国の経済情勢は、未曾有の震災からの復興の途上にあり、また、国際的な市場の信用不安が懸念される景気の動向の不透明さの中、非常に厳しい状況であり、地方自治体においても、財政状況は依然厳しい状態が続いております。

こうした経済状況の中、本市の決算収支状況は、一般及び特別会計の決算総額といたしまして、歳入は314億6,100万円余り、歳出は299億500万円余りとなっており、形式収支は15億5,600万円余りの黒字であります。

一般会計における実質収支額は11億7,500万円余り、特別会計においては3億7,900万円余りと、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計で4億6,100万円余りの黒字、特別会計では5,000万円余りの赤字であるが、全会計を合計した決算総額の単年度収支については、4億1,000万円余りの黒字となっております。

歳入については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと8億1,200万円余り、率で2.65%の増収であります。

主な要因は、地方交付税の普通交付税が昨年度と比較して2億9,500万円余り、率で37.21%の増収となっております。

また、自主財源の根幹である市税は、景気の後退により依然雇用環境が厳しいため、個人市民税では6,100万円余りの減収となっておりますが、減収が危惧された法人市民税は5,000万円余りの増収となっております。

次に、市債の状況であります。平成23年度末現在高は223億7,900万円余りで、前年度と比較して金額で7億200万円余り、率では3.04%の減少となっております。

なお、一般会計では収入未済額が4億6,100万円余り、不納欠損額が2,400万円余り、特別会計では収入未済額が7億500万円余り、不納欠損額が7,000万円余りとなっております。

これらについては、その要因を分析した上で、収入未済及び不納欠損が解消されるよう

検討を重ね、負担の公平と自主財源の安定確保に一層の努力をしていただきたいと要望するものであります。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて前年度と比較しますと、金額で4億4,600 万余りで、率では 1.52%の増であります。

これは、扶助費が景気の後退により福祉医療が 4,800 万円余りの増、生活保護費が 6,200 万円余りの増の伸びから、率で 8.92%の増の 34 億 8,600 万余りとなっております。

以上のような決算内容にあつて、今後においても財政状況が厳しいものであると予測されますので、各種施策の十分な検討と慎重な選択をされますとともに、歳入における自主財源の確実な確保のため、なお一層の努力や見直しをされること。

また、各種委託料、補助金、工事請負費を始めとする歳出においては、事業の目的、事業内容の精査による見直し、点検を図るなどして、適切かつ有効な執行をされ、財政の健全性を常に意識された行財政運営に取り組まれることを要望しまして、審査の意見いたします。

以上でございます。

#### No.53 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 56 号から議案第 66 号までの 11 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 56 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

#### No.54 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 56 号 市道の路線廃止についてご説明申し上げます。

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づきまして、市道の路線を廃止するものでございます。附図をごらんいただきながら説明を申し上げます。

路線番号 3375、路線名 前後南3号は、前後駅南口駅前広場付近を起点とし、皆瀬川に至る路線であります。

これを、皆瀬川付近を起点とし、前後駅南側ロータリーを終点とするように変更するため、路線廃止をするものでございます。

この案を提出いたしますのは、前後駅南側ロータリー部分の市道認定に伴い、路線の起点終点に変更が生じたためでございます。

以上で説明を終わります。

**No.55 ○議長(安井 明議員)**

続いて、議案第 57 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
横山経済建設部長。

**No.56 ○経済建設部長(横山孝三君)**

続きまして、議案第 57 号 市道の路線認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定に基づきまして、市道の路線を下記のとおり認定するものでございます。

附図をごらんいただきながらご説明申し上げます。

前後駅南側ロータリー部分は、前後駅前広場として管理しておりますが、車両の通行できる部分を明確にするため、新たに3路線について路線認定するものでございます。

初めに、路線番号 3375、路線名 前後南3号は、先ほどの議案第 56 号で廃止をご提案した路線でございますが、起点を黒丸印の皆瀬川付近、前後町大代 1670 番地先とし、前後駅南側ロータリーを一周して、終点は矢印までの前後町大代 1673 番地先とするものでございます。

次に、路線番号 3418、路線名 前後南 37 号でございます。

起点は市道桜ヶ丘沓掛線付近の阿野町大代 50 番地先、終点は路線番号 3375 に接する矢印までの前後町大代 1675 番地先でございます。

次に、路線番号 3419、路線名 前後南 38 号でございます。

起点は路線番号 3375 との接点の黒丸印で、前後町大代 1674 番地先でございます。終点は市道大代姥子線に接する矢印までの阿野町大代 166 番地先でございます。

この案を提出いたしますのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

以上で説明を終わります。

**No.57 ○議長(安井 明議員)**

続いて、議案第 58 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
神谷参事。

**No.58 ○参事(神谷巳代志君)**

それでは、議案第 58 号 豊明市暴力団排除条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、豊明市からの暴力団の排除について、基本理念や市施策の基本となる事項等を定め、市、市民及び事業者が一体となって暴力団排除を推進し、地域経済の健全な発展と市民の安全で平穏な生活を確保することについて定める必要が

あるからであります。

なお、この条例案につきましては、愛知警察署並びに管内各市町と連携協力をし、制定をするものであります。

内容のご説明をいたしますので、1枚おめくりください。

まず、条例の名称は、豊明市暴力団排除条例であります。

第1条 この条例の目的は、豊明市からの暴力団の排除について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項等を定め、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とするものであります。

第2条は、用語の定義であります。

暴力団、暴力団員、暴力団の排除、事業者、市民等について定義をいたしております。

第3条は、基本理念であります。

暴力団が市内の事業活動や市民の生活に不当な影響を与える存在であり、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと、暴力団と交際しないことなど、行政と市民が連携、協力して推進することを定めております。

1枚おめくりください。

第4条は、前条の基本理念にのっとり、市の責務として市民等の協力を得て、県、推進センター等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施すること。

また、暴力団の情報を得たときは、警察その他の関係行政機関に対し、情報を提供することを定めております。

第5条は、市民等の責務を定めており、第3条の基本理念にのっとり、市民や事業者が暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することを定めております。

また、暴力団の情報を知ったときは、その情報を提供することに努めなければならないと定めております。

第6条は、市は、公共工事など市の事務又は事業から暴力団等を排除することを定めております。

第7条は、公の施設の使用等において、市長又は教育委員会は、所管する施設の暴力団による使用又は利用を排除し、公共施設が暴力団の活動に利用されることのないようにすることを定めております。

1枚おめくりください。

第8条は、市民等に対する支援措置であり、市は県、推進センター等と連携し、市民等が行う暴力団排除のための活動に情報提供や支援をすることを定めております。

第9条は、青少年に対する指導等であります。

市は、県、推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、また正しい理解の下に行動するよう指導や助言、情報提供を行うことを定めております。

第10条は、市は、県、推進センター等と連携し、暴力団排除についての広報・啓発活動に努めることを定めております。

附則といたしまして、この条例は平成25年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.59 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第59号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

#### No.60 ○参事(神谷巳代志君)

それでは続きまして、議案第59号 豊明市防災会議条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

上から3行目、第2条は、所掌事務に関する条項であります。第2号を従前の災害に関する情報収集から、市長の諮問に応じて、豊明市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改め、その2行下、第3号の市長への意見陳述を加えるものであります。

その下、第3条の委員構成につきまして、従前の委員に加え、第7号 自主防災組織を構成する者又は学識経験者を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.61 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第60号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

#### No.62 ○参事(神谷巳代志君)

続きまして、議案第60号 豊明市災害対策本部条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

上から3行目、第1条中において、災害対策基本法の一部改正に伴い、同法からの引用部分に条ずれが生じたため改正をするものであります。

なお、この引用部分は、市町村災害対策本部の設置に関する規定であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.63 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 61 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

#### No.64 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 61 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、農地法の改正により小作料協議会が廃止されたため同委員を削除し、新たに人・農地プラン検討会委員を設置したため必要があるからでございます。

内容をご説明いたしますので、ページのほうをおめくりいただきたいと思っております。

別表中「小作料協議会委員」を「人・農地プラン検討会委員」に改めるものでございます。

小作料協議会は、これまで農地法の規定により、農業委員会が標準小作料を定めてきましたので組織してまいりましたが、平成 21 年度に農地法が改正されまして、標準小作料制度が廃止され、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢賃借料の情報を広く提供することとなりました。

したがって、小作料協議会を開催する必要がなくなりました。このため、今回の改正にあわせ、別表から「小作料協議会委員」を削除するものでございます。

また、人・農地プランは、農業の新しい施策として、地域の中心となる経営体の確保や、その経営体への農業集積等のプランとして、市が作成するものでございます。

この人・農地プランの作成には、必要な取り組み事項の検討と、人・農地プランの決定のため、農業関係機関や地域の農業者の代表等で構成する豊明市人・農地プラン検討会を組織いたしますので、別表に「人・農地プラン検討会委員」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.65 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 62 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

**No.66 ○経済建設部長(横山孝三君)**

議案第 62 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、前後駅前広場の位置の追加及び通行車両の制限を明確にし、良好な駅前広場管理を行うため必要があるからでございます。

内容をご説明申し上げますので、ページをおめくりください。

上から3行目の第2条第2号中の改正は、駅前広場の位置について「阿野町滑 65 番地 6の一部」を始め3筆を加えるものでございます。

これは、駅前広場のうち、鉄道の覆蓋部分につきましては、従前より名鉄の鉄道敷を占有しておりますことから、駅前広場管理条例に位置を明記しておりませんでしたので、今回、追加するものでございます。

次に、8行目の第 20 条は、通行車両の制限について表記したものでございます。

今回の改正は、制限する車両等に変更はございませんが、わかりやすい表記に改めるものでございます。

第1項では、通行の車両を制限することができることを規定し、また第2項では、第1項の規定にかかわらず、道路法第8条の路線認定を受けた道路は、道路交通法第4条の適用を受けるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 10 月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

**No.67 ○議長(安井 明議員)**

続いて、議案第 63 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

**No.68 ○行政経営部長(伏屋一幸君)**

議案第 63 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算書(第2号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 9,688 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176 億 4,277 万 8,000 円とするものでございます。

それでは、歳出より主なものをご説明いたしますので、9ページ、10 ページをお開きいただきたいと思っております。

まず1款 議会費、1項1目の議会費でございます。

事務局事業、役務費の筆耕翻訳料 148 万 5,000 円は、各委員会の発言について現在、要点筆記を行っておりますが、本会議同様、全文議事録作成のためのテープ起こし等による経費でございます。

続きまして2款 総務費、1項2目 秘書人事管理費、秘書人事管理事務事業の 642 万 4,000 円は、人事給与システムを平成 25 年4月に更新のためのパッケージソフトを、本市の仕様に変更するための電算関係委託料でございます。

続きまして11目 市民活動推進費、市民活動推進事業の委託料 100 万円は、当初予算で計上済みでございます、市民光の祭典の委託料 100 万円に追加する委託料でございます。

地域活性化センターによる地域イベント助成事業に当該事業が採択され、本事業は合わせて 200 万円の事業となります。

続きまして、2項 徴税費、1目 税務総務費、課税計算事業の電算関係委託料 661 万 5,000 円は、平成 25 年度個人住民税の税制改正に対応するためのシステム改修費でございます。

11 ページ、12 ページをお開きください。

3款 民生費、2項1目の児童福祉総務費、児童福祉事務事業、器具購入費 57 万 5,000 円は、児童虐待防止事業の強化のため、現在、家庭相談員2名を配置しておりますが、その方々へのパソコンやデジタルカメラ、プリンター、秘密保持のためのシュレッダー等の購入費でございます。

続きまして、児童扶養手当費 2,589 万 9,000 円は、不況による雇用状況の悪化に伴う所得の減少による給付額の増額と、全額支給対象受給者数の増加を見込んだものでございます。

続いて2目 保育園費、保育事業、電算関係委託料 360 万 6,000 円は、現保育料システムを更新の上、新規に長期継続契約による運用を考えておりましたが、2年後に制度変更が予想されるため、これまでどおり現有システムを継続的に使うこととし、新規サーバーにこのシステムを移行させるための費用としたものでございます。

また借上料は、今申し述べましたとおり、予定をしていました保育料システム等の長期継続契約の本年度分、192 万 4,000 円の減額でございます。

続きまして4款 衛生費、1項2目 予防接種事業であります。

この項目は、国が安全性を考慮し、ポリオワクチンが生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンへ切りかえたことによる補正でございます。

生ポリオの集団接種より、不活化ポリオの医療機関個別接種への変更により、集団時の予防接種医報酬の 206 万 2,000 円の減額と、個別接種医への委託料 4,445 万 3,000 円の要求となります。

また、医薬材料費として生ポリオワクチン 27 万 8,000 円が不要となりますので、減額のほうをいたします。

続きまして、13 ページ、14 ページをお開きください。

6款 農林水産業費、1項3目 農業振興費、農業振興事業の12万円は、地域農業の将来の見通し、方向性をいかに進めていくかを策定していく人・農地プラン検討会委員への報酬でございます。

続きまして7款 商工費、1項1目 商工総務費、商工総務事務事業の賃金49万2,000円は、正職員減員による臨時職員の雇用でございます。

続きまして8款 土木費、4項3目 街路事業費、桜ヶ丘沓掛線改良事業は、用地購入費7,020万円であり、この物件は平成14年度土地開発公社が先行取得をしました3筆、179.51平方メートル分の買い戻しでございます。

これによりまして、桜ヶ丘沓掛線に係る土地開発公社の所有分は、全て買い戻すこととなります。

続きまして、15 ページ、16 ページをお開きください。

9款 消防費、1項1目 常備消防費、常備消防施設維持管理事業の修繕料3,294万9,000円は、40メートルはしご車の全点検、オーバーホール費用でございます。

続きまして4目 災害対策費、災害対策事業の備品購入費487万6,000円は、自主防災組織活動用の消火器の購入であります。

続いて、教育費に入ります。

10款2項2目 教育振興費、小学校教育振興事業の教材費111万1,000円と、その下段、中学校教育振興事業の教材費134万1,000円は、ともにエネルギー教育推進補助事業の実施によるものであります。

震災の発生を受け、児童生徒に原子力を含めたエネルギーについての理解を深めるための教材の購入費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、続いて歳入の説明をいたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

13款 国庫支出金、1項1目 民生費国庫負担金863万3,000円は、歳出で説明いたしました児童扶養手当負担金として3分の1の補助分でございます。

2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金218万6,000円は、既に当初予算でお認めをいただいております中部保育園の耐震工事分、655万8,000円の3分の1、218万6,000円が、住宅・建築物安全ストック形成事業に補助金として採択されたものでございます。

続いて、5目 教育費国庫補助金245万2,000円は、エネルギー教育推進費補助金として、小中学校のエネルギー教育の教材費の購入費245万2,000円の100%の補助でございます。

続いて、14款 県支出金、2項2目 民生費県補助金のうち57万5,000円は、児童虐待防止対策緊急強化事業補助金として、虐待防止対策として、先ほどご説明いたしました必要なパソコン等の備品の購入費57万5,000円の全額の補助として交付をされるものでございます。

その下段、保育園費補助金 3,022 万 3,000 円は、子育て支援対策基金事業費補助金として交付され、次の2事業の合算となっております。

1つは、からたけ保育園へ交付いたします民間保育所運営費補助金の中の耐震工事に係る 2,368 万 5,000 円の2分の1、1,184 万 2,000 円と、2つ目は、内山保育園の子育て支援センター移転改修工事費分 3,676 万 3,000 円の2分の1、1,838 万 1,000 円の、合わせて 3,022 万 3,000 円となるわけでございます。

1枚おめくりいただきまして、7、8ページをごらんいただきたいと思います。

同じく県補助金、8目 消防費県補助金、災害対策費補助金 226 万 8,000 円でございますが、これは、自主防災組織に設置する消火器購入費 487 万 6,000 円から、リサイクル料金を除きました金額の2分の1の補助でございます。

18 款 繰越金、1項1目 繰越金、前年度繰越金1億 4,954 万 5,000 円は、9月の補正の総額1億 9,688 万 2,000 円から、補正歳入の国庫及び県支出金等を差し引いた、残りの1億 4,954 万 5,000 円を予算化するものでございます。

最後に 19 款 諸収入、5項4目 雑入、地域活性化センター助成金 100 万円は、歳出で説明いたしました市民光の祭典委託料の 100 万円の全額助成金でございます。

以上で説明を終わります。

#### No.69 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 64 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

#### No.70 ○都市計画課長(野村芳明君)

それでは、議案第 64 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算総額に変更はありませんが、歳出に係る節の区分を組み替えるものであります。

それでは、説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

1款の総務費、1項1目 一般管理費の中の 13 節 委託料ですが、右側説明欄をごらんください。

料金徴収等委託料は 1,729 万円を減額し、同 19 節の負担金、補助及び交付金、料金徴収事務負担金へ組み替えるものであります。

これは、公共下水道等の使用料徴収に関する事務が、愛知中部水道企業団規約の改正によりまして、今年 10 月 1 日から同水道企業団の事務となります。

この改正に伴い、今まで 13 節の委託料で支払っておりましたが、今後は 19 節の負担金

のほうで支払うこととなります。

なお、組み替えによる金額 1,729 万円につきましては、昨年同期の実績を考慮し、算出したものでございます。

また、これによる歳出予算の増減はございません。

以上で説明を終わります。

#### No.71 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

#### No.72 ○都市計画課長(野村芳明君)

続きまして、議案第 65 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算総額に変更はありませんが、歳出に係る節の区分を組み替えるものでございます。

それでは、説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

1款 総務費、1項1目の一般管理費、13節の委託料ですが、右側説明欄をごらんください。

料金徴収等委託料は 121 万 2,000 円を減額し、同 19 節 負担金、補助及び交付金、料金徴収事務負担金へ組み替えるものでございます。

下水道事業特別会計と同様、使用料徴収に関する事務が、愛知中部水道企業団の規約改正によりまして、本年 10 月 1 日から企業団の事務となります。

この改正に伴い、今まで 13 節の委託料で支払っておりましたが、19 節の負担金のほうで支払うこととなります。

なお、これも同様、組み替える金額 121 万 2,000 円につきましては、昨年同期の実績を考慮し算出したものでございますが、これによる歳出予算の増減はございません。

以上で説明を終わります。

#### No.73 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 66 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

#### No.74 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

それでは、議案第 66 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第1号)に

ついてご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,932 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 32 億 6,992 万 8,000 円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

5款 県支出金、2項 財政安定化基金支出金、2目 交付金の 1,932 万 8,000 円を補正増額いたしまして、1,932 万 9,000 円とするものでございます。

これは、第5期介護保険計画期間において、急激な保険料の高騰を抑制するために、県が平成 24 年度愛知県介護保険財政安定化基金市町村交付金交付要綱に基づいて、保険者である市町村に交付するものでございます。本市への交付分として、補正増額するものでございます。

続きまして、歳出をご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付準備基金積立金に歳入と同額を補正増をいたしまして、9,276 万 3,000 円とするものでございます。

今回の財政安定化基金につきましては、今年度中に給付費に繰り入れるための補正予算を上程することになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

#### No.75 ○議長(安井 明議員)

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は9月3日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時57分散会

